## 初任者のための研修

初任者は、教育公務員特例法において、採用の日から1年間、実践的指導力と使命感を 養うとともに幅広い知見を得るため、学級や教科・科目を担当しながらの実践的研修(初 任者研修)を行うこととされています。

県教育委員会では、教科等指導や学級経営、生徒指導、人権教育等、さまざまな内容の研修をグループワーク等主体的に学ぶことができる方法により実施し、教員の資質・能力の向上を支援しています。

平成 29 年度の受講者からは、「これまで教員になるための勉強をしてきましたが、初任者研修の講座での話は、どれも新鮮に感じ、新しく知ることが多かったです。特別活動の研修では実際に子どもになりきって学級会をすることで、子どもたちがどういうところで話合いにつまずくのか、教員としてどのような助言をすればよいのかということを考えながら、学級会の進め方について学ぶことができました。」「研修を受ける中で様々な人との連携や教科等指導、生徒指導等の技術が向上したと思います。自分を見直すという点でもとても参考になりました。」「同期採用の仲間と協議をする等、学校外で学ぶことがこれだけ豊富にある環境に大変感謝しています。私はこれからも、現状に満足することなく、常に考え、共有し、学び続ける姿勢をもち続けたいです。また児童や生徒に対する愛情を誰よりももって接していきたいです。」などの感想を聞くことができました。



特別支援学校訪問での体験学習(小学校)



「魅力ある教員」についてグループ発表の様子(中学校)



グループワークの様子 (特別支援学校)